

市計画部——目下専門技術者の意見を聴取しているが具体的計画なし、三 金融部——倉庫の準備および銀行営業資金の調達等に関し考究中、四 港湾部——横浜港を自由港とする可否および自由港とした後の港湾、経費の維持等に関し考究中、五 工業部——電力料の低減および工業地帯の架橋と舟艇の航海関係等について調査中、六 貿易部——生糸絹物組合の輸出貿易に關して、すこしずつではあるが、これを実行しつつあるが、海産物、麻真田、綿布、石炭、藥品、雜貨、陶磁器、漆器、加工染色業者の貿易は、ほとんど目途がたたないので、近日中にこれらの組合長を召集して具体的に協議を行うことを計画中、七 運輸交通、通信部——港内の掃海、海陸連絡船の現状調査、道路の新設および電車の敷設、京浜間高速電車敷設等に関し調査研究中、八 市財政部——震災前の市税の状態および災害後の財政の欠損補充問題等に関し調査中、九 市事業部——小学校の建設、学用品の充実、未修理橋梁の調査、山下町の地面整理等に関し考究中、となっていた。港都横浜の特質を考慮しての復興計画を目論んでいたといえよう（資料編 11近代・現代(1)三三）。

復興会は、横浜のように、震災の傷手を回復し、復興をはかるには、「一日も早く外国商人ヲ此ノ地ニ招致シ貿易ノ復興ヲ為ス」ことを課題としていたように、それぞれの郡市の復興会の事業は、土地によりその目的および事業に若干の差異がみられた。いま、各地の復興会の設立と事業大要を表記すると第五表のようになる。

第五表 復興会の設立

会 名	設立月日	会 長	事 業
横浜復興会	九月十五日	会長 原 富太郎	横浜市ノ復興ニ關シ必要ナル施設事項ヲ調査研究シ之カ実行ヲ期スルヲ以テ目的トシ総務部計画部ノ二部ヲ置キ(一)市ノ財政(二)市ノ事業(三)港湾(四)都市計画(五)運輸交通(六)生糸(七)貿易(八)工業(九)金融ニ關スル調査及研究ヲ為シ之ヲ実行スルニ在リ

鎌倉町復興調査委員会	真鶴村復興会	秦野町復興会	茅ヶ崎震災善後会	藤沢町善後会	箱根復興会	横須賀復興会	三崎復興会
九月十四日	九月二十日	九月下旬	九月廿七日	十月六日	十月一日	十月一日	九月廿五日
会長〔未定〕	会長〔村長〕	会長 佐野 義職	会長 新田 信	委員長 金子角之助 副委員長 関根万蔵	会長 森 恪	会長 奥宮 衛	会長 沢村政太郎 副会長 徳永清次
鎌倉町復興ノ為同町在住ノ貴衆両院議員及名望家八名町会議員七名計十五名ヲ以テ上記ノ会ヲ組織シ顧問ニ陸奥伯貴族院議員里岡帯刀衆議院議員小泉策太郎等主トシテ其ノ任ニ当リ専ラ復興ニ努力ス	真鶴村復興ノ為同村地先海面ノ漁業権ヲ五ヶ年間五十万円ニテ賃貸シ内二十五万円ヲ土地整理費二十万円ヲ学校及公共の建物ノ建築費二十万円ヲ水道敷設費二十五万円ヲ共同住宅費ニ充当セムトス	震災復興ノ施設計画ヲ為ス	(一)道路計画ノ確定(二)食糧建築材料ノ供給、生産品ノ販路(三)復興財源ノ確定(四)農業倉庫住宅組合ノ設置及低利資金ノ融通(五)救護事務所ノ設置(六)教育機関ノ完備(七)衛生施設ノ方法(八)勸業事項ノ奨励	震災ノ復興ヲ図リ町ノ恢復ヲ図ラムトス	本会ハ震災ニ依リ破損シタル箱根山ノ国道ヲ改築シ箱根ノ復興ヲ期スルヲ以テ目的トス	横須賀市ノ復興ニ関スル必要ナル施設ヲ調査研究シ之カ実行ヲ期ス本会ニハ総務部計画部ヲ設ケ計画部ニ於テハ(一)市ノ財政及事業(二)都市計画及港湾埋立(三)運輸交通及通信(四)商工業(五)金融等ニ関スル調査研究及実行ヲ期ス	震災復興ニ関スル重要ノ案件ヲ審議シ之カ実行ヲ期スルニ在ルカ十月三日決議事項左ノ如シ 三崎復興会ハ震災ニ因ル三崎港湾破損ノ改築並ニ産業疲弊ノ復活ニ努メ速ニ經濟復興ヲ図リ併テ狹隘ナル道路ヲ根本的ニ改造セムコトヲ期ス

横浜貿易復興会

九月十九日

理事長 原富太郎

横浜貿易復興ノ為横浜蚕糸組合輸出雜貨商組合及輸出加工業組合ノ三組合ノ実業家共同ニテ上記ノ復興会ヲ組織シ清水港ニ支部ヲ置キ主トシテ生糸貿易ニ関シ之カ復興ヲ企図シ熾ニ活動シツ、アリ

二 市町村の復興作業の一端

横浜市の復興作業

県下で最大の被災地となった横浜市の場合、市当局は、復興予算の作成に苦慮していた。というのは、官公界がすべて焼失し、公簿類はいうまでもなく地図さえ一枚もないありさまで、そのうえ、当時、市の都市計画局長として横浜の都市計画の中心にあたっていた坂田技師が震災後数日を経ずして死去したからであり、このことは横浜の復興にとって大きな痛手になっていたのである（『横浜市史』第五巻下）。

このために、横浜市は、都市計画の担当者をふりだしにもどってさがさなければならなくなり、後藤新平内相の斡旋で前東京市土木局長の牧彦七がその任につくことになった。その牧は、横浜にやってきて、緒方最・後藤慶吉技師と相談して市の内外を偵察し、多くの人びとの手控からそれぞれ調べたさまざまな材料の助力をおおぎながら、約五億千万円の規模の復興予算を作成したのである。その内訳は、横浜港関係係費九千万円、公営のため電燈買収費五千万円、市官衙復興費五千万円、永代借地権買収費千五百万円、道路・橋梁・河川・土木関係費二億五千万円となっている。この予算案は、『横浜復興誌』（第一編）にのっている牧自身の発言によると、横浜の復興計画は、東京市の三分の一を標準にしてやればよいとの意向をうけて、新聞に報ぜられた東京の復興計画を目安にして練りあげたものであるらしい。しかし、この復興予算は、大蔵省から財政の限度を



臨時震災救護事務局横浜出張所

『神奈川県震災誌』から

超過しているという横槍がはいり、東京・横浜の復興予算は合わせて七億円案に縮小せざるをえなくなって、横浜復興計画は練り直さざるをえなくなった。そして、この練り直し予算案は、大蔵省との折衝を経て帝都復興院評議会で五百万円削除され、帝都復興院審議会にかけられたときは五千二百万円と大幅に減額されたのである。その内容は、街路費が四千二百三十万円、運河費五百六十一万円、公園費百九十六万円、土地整理費二百五十六万円で、このほかに、京浜運河費として千三百七十五万円がくまこまれていた（『横浜市史』第五巻下）。

この横浜の復興計画の練り直しに関して、横浜市長渡辺勝三郎は、復興院は、「東京の予算」がまとまれば「横浜は宜い加減にくっ付けて行けば宜い」とみていたのではないかと思われるほど、横浜の事情を考察していなかったのではないかと不満と遺憾の意をもらしていた（『東京市政調査会編『帝都復興秘録』。ちなみに、東京関係の復興費は約五億五千万円である。もっとも、震災復興に関しては、国家的規模での復興計画も縮小を余儀なくされてきていた事情がある。当初、後藤新平は、復興予算案を三十五億円という膨大な数字でくみ、機関としてあたらしく復興省を設けようとしていた。それは、官界の省や

自治体に属する復興や民間への復興援助をすべて統一に行い、あわせて都市の徹底的改造、国民生活の革新を断行しようとする発想に基づいていたのである。しかし、この復興省構想は官僚勢力の反発をかい、復興省は復興院へと規模を縮小せざるをえなくなった。もちろん、民間復興援助の多くは復興計画からはずした。それでも復興院の復興計画案は、「帝都将来ノ発達」にそなえる計画を基準として「焼失地域ニヨケル復興」を重点におき、復興経費は東京が十一億円、横浜には二億円をあて、事業存続機関を五か年としていたのである。そして、さらに、後藤は八億円に減じ、大蔵省当局の方針で約七億円となった。

この復興計画は、帝都復興院評議会を経て同審議会、さらに議会で修正を受けていった。評議会では、焼失地域全体にわたって土地区画整理を徹底的に断行するという土地利用の増進をはかる積極的な意見が主流をしめ、横浜関係についても、横浜港震災復旧工事費予算の執行をおそくとも一九二四年度中に完了すること、京浜運河の幅員と水深をできるだけ大きくしてその速成を期すこと、被害甚大の横浜市の負担はとくにこれを低減すること、都市構成の基幹となる高架鉄道の建設をすみやかにいうこと、地下埋設物の整理に関する計画を定めて、すみやかにこれを実行することを決定していたのである。ところが、伊東巳代治・江木千之・高橋是清・加藤高明らは、審議会においてこれらの決定に反対の意向を表明した（『横浜市史』第五巻下）。

彼らの反対論は、帝都復興にのみ膨大な復興予算をくむならば欧米諸列強との軍備競争に遅れをとって国家が危うくなること、東京・横浜の都市計画はそれぞれの自治体の経営にまかせるべきであること、財政窮乏のおり、今日、必要なのは復興ではなく復旧にとどめるべきであることにその論拠をおいていた。この反対論者の眼中にあった優先課題は軍備であり、商工業であり、教育であった。だから、東京湾の築港や京浜運河開鑿、道路開鑿、道路拡張、公園建設というようなことは不要不急

第3章 関東大震災と県民・県政

第6表 市執行復興復旧事業費財源調

項 目	市施行額	財 源		
		補 助 金	市 債	其 の 他
教 育 施 設 費	19,430,000	2,560,000	15,540,000	1,330,000
道 路 橋 梁 費	22,850,000	8,010,000	14,480,000	360,000
土 地 区 画 整 理 費	8,280,000	4,790,000	3,490,000	
河 川 港 湾 費	11,330,000	6,610,000	4,720,000	
公 園 費	1,170,000		1,170,000	
勸業費(中央卸売市場)	4,000,000	1,000,000	3,000,000	
衛 生 費	3,200,000	500,000	1,930,000	770,000
社 会 事 業 費	4,670,000	210,000	640,000	3,820,000
上 水 道 費	4,270,000	1,830,000	2,250,000	190,000
下 水 道 費	4,570,000	3,050,000	1,520,000	
瓦 葺 事 業 費	3,820,000		3,700,000	120,000
電 氣 事 業 費	13,630,000		11,670,000	1,960,000
庁 舎 營 繕 費	930,000		930,000	
ホ テ ル 建 設 費	1,370,000			1,370,000
永 代 借 地 整 理 費	6,000,000		6,000,000	
合 計	109,520,000	28,560,000	71,040,000	9,920,000

1) 原典は『横浜復興誌』第1編 2) 『横浜市史』第5巻下から

事業であったわけである。こうして、約七億円の復興案は一億千万円けずられ、横浜市の予算規模も四千五百七十七万円に修正されていた。しかも、この審議会での修正復興計画案は、第四十七臨時議会でもさらに修正をうけたのである。議会で決定をみた約一億五千万円減の総額四億六千八百余万円の復興予算、復興院を廃止して内務省外局というかたちで規模を縮小した復興局を設けたのも政友会のさしがねであった。この結果、横浜の復興費も三千五百五十一万円に削減されてしまったのである(『大日本帝國議会議』)。

復興財源と市民負担 第四十七臨時議会の復興事業計画の審議の経過と決定の結果、その事業計画の経費は

東京および横浜両市で負担することになった。たとえば、十二間幅以下の街路とそれに関係のある区画整理は、横浜市はもちろんのこと、被災地の自治体で費用を負担して執行していかざるをえなかった。

横浜市の場合、復興関係事業費の総計額は二億七千三百

第7表 公債負担予想額

年度	公債額 円	1戸当額 円	1人当額 円
1923 (大正12)	22,283,000	281.17	73.06
28	63,087,000	679.45	156.16
29	62,040,000	653.67	136.65
30	60,794,000	627.01	131.02
31	59,487,000	600.72	123.55
32	58,037,000	574.20	119.91
33	56,514,000	547.83	114.40
34	54,916,000	522.01	108.95
35	53,238,000	496.15	103.58
36	51,814,000	473.98	98.88
37	50,307,000	451.69	94.21
38	48,724,000	429.55	89.55
39	47,127,000	408.06	85.07
40	45,551,000	387.51	80.76
41	44,149,000	369.11	76.92

- 1) 大正13年 9月23日付『横浜貿易新報』から
 なお1928年を戸数92,852戸、人口444,000人、
 1941年を戸数119,606戸、人口574,000人と予
 想して計算されている
- 2) 『横浜市史』第5巻下から

九十万円となっている。このうち、横浜市が施行した一億九百余万円のうち、市債でまかなわなければならなかった額は七百余万円であった。しかし、全焼に等しい横浜市には財源もなく、また市民にもこのような巨額の経費を負担しうる力はなかったから、財源は市債に仰ぐほかなかった。

しかも、この巨額にのぼる市債の発行は、市民にとって長期にわたって重い負担を強いるものにほかならなかった。一九二四（大正十三）年で横浜市が予想した

「大正三十年までの公債負担」は第七表のようになる。この公債額は一九二四年における予想額であるが、市民が復興のためには負わねばならない負担の大きさは示されている。このように市民に重い負担を負わせていく復興事業の推進の母体は特別都市計画委員会であった。この計画委員会は、会長に内務大臣、委員は警視総監・東京府知事・神奈川県知事・東京市長・横浜市長、その他関係各庁高等官・東京府会議員・神奈川県会議員・東京市会議員・横浜市会議員・貴族院議員・衆議院議員および学識経験者など内務大臣の選任した人びとから構成されていた。このように、計画作成と計画決定の権限は内務大臣を中心とする官僚に掌握され、その事業執行も国家行政として位置づけられ、経費負担だけが自治体もちとしかたちであった。

しかも、そればかりか、震災の翌一九二四年以降五か年にわたり、一億二百六十万円を国から補助および貸付というかたち

で支出されることになったので、市民の背負う重い税負担を内容とする税収入による一般会計とともに、年々百余万円ずつを償還するきびしい計画のもとに市は復興事業を出発させなければならなかった（『横浜市史』第五巻下）。

川崎市の復興作業

一方、震災後めざましい復旧作業が行われたケースもある。川崎町およびその周辺の工業復旧と生産の再開の動きがそれである。ここでは、日本鋼管、浅野セメント、東京電気、富士瓦斯紡績の工場などで建物・人員の双方にわたって被害がでたが、がいして工場の大半は火災からまぬがれ機械類の損傷が比較的少なかったので早急に復旧工事に着手できたのである。震災二か月後には早くも一部操業を再開する工場があらわれ、年が明けるところには大部分が操業を開始した。また、震災前からあった諸工場の再建に加えて、震災後あらたに川崎方面に工場を建設する動きもあらわれた。その中で、震災前までに川崎への進出を決定していたのは富士電機製造株式会社であった。富士電機の工場が設立された前後から、東京方面で罹災した工場で、川崎・鶴見へ進出するものがめだって多くなった。再建に際して、この方面のすぐれた立地条件があらためて注目をひいたのである。

しかし、現在の川崎市域にあたる海岸寄りの田島・大師・川崎の各町の被害は大きく、それだけに町村の財政にあたえた影響は深刻であった。というのは、震災のため、地租・営業税・所得税などの直接国税および戸数割等が減免され、これにもない各町村とも大幅な歳入欠損が生じたからである。たとえば大師町においては一九二三（大正十二）年度二万五千六百七十八円、川崎町も二四年度には三万二千余円の歳入不足を生じた。そのうえ罹災によって損傷した小学校舎・道路・橋梁・用悪水路等の復旧に莫大な財政支出を余儀なくされた。田島町では東京・横浜方面から避難してきた者および家屋の損傷の大きな者にたいする町営住宅建設を含めて十六万五千七百円の低利資金の融資を県から受けなければならなかった。また、大師町においても十四万六百元、川崎町は上水道の復旧費用を含めて三十四万七千四百円と十九九年賦償還で、ともに県から借財するな

ど窮迫した財政難のもとで各町村は復興計画に基づいて復旧作業を推し進めていったのである（『川崎市史』）。

また、湘南の茅ヶ崎町に目をやると、この震災復旧は、一九二三年度に町役場・小学校の応急施設工事を行ったのち、翌年度から本格的に着手していた。復旧費は土木費が十一万二千元、小学校営繕費が三十八万三千元、役場営繕費が二万八千元、火葬場営繕費が三千元など、総額五十二万円余にのぼった。その額は一九二二年度の町歳入の五倍近い額であった。この巨額の復旧費は、大部分を町公債によってまかなうことにし、町当局は、翌一九二四年に小学校営繕費として三十九万五千元、その他の復旧施設費として十二万九千円の起債を決定し、同年度から一九二八（昭和三）年度にかけて発行した。このほか、県補助金の三万二千元、寄附金の四千元などを施設費にあてたのである。

こうして茅ヶ崎町営関係施設の復旧は、一九二五年度までに「小学校講堂・隔離病舎並ニ土木事業ノ一部ヲ除キ」ほぼ完了した。しかし、このように膨大な出費は、これまで年間財政規模が十万円程度であった町財政によってはとうていまかなえないので、復旧財源の大部分は国および県からの借入金に依存せざるをえなかった。借入金は、無利息一時償還七千円、三十年賦で年利四分八厘の分が八万円、三十年賦で年利五分の額四十四万三千五百円、と合計五十三万五千五百円にのぼっていた。この元利の償還は以後、町の行財政に重くのしかかっていくことになる（『茅ヶ崎市史』4通史編）。

このようにみえてみると、被災地の市町村は、その復興・復旧作業のなかで財政上の危機に直面していた。いや、そればかりか、さらに、それぞれの地域の住民のうえに復興のしわ寄せが重くのしかかっていたといえよう。

第四節 震災後の社会情勢と郡制廃止問題

一 思想善導のなかの社会状態

震災後の動搖 と思想善導

政府は、震災の直後に支払猶予令・震災手形割引損失補償令・暴利取締令などを公布して、経済のたてなお復をはかることは、地震による打撃と財源枯涸も作用してとうてい困難で、国の力は期待できなかつた。震災から二か月半たった十一月十六日、戒厳令が解除されるが、その少し前の十日に、「国民精神作興ニ関スル詔書」が發布された。その一節にこうある。

輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス、今ニ及ヒテ時弊ヲ革メズム、バ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル、況ヤ今次ノ災禍甚ダ大ニシテ文化ノ紹復国力ノ振興ハ皆国民ノ精神ニ待チテラヤ、是レ実ニ上下協賛振作更張ノ時ナリ

この詔書は、国民にたいする戒めであり、国民の生活規範をたれたものである。その趣旨は、国民精神がともすれば墮落し、贅沢に流れて放縱に走り、危険思想がはびこり、さらに一般の風潮として勤労をさけ安逸をむさぼる享楽主義が流布するなかで、未曾有の被害をだした関東大震災がひきおこされたのであるから、ここから国力の振興をはかるためには精神をひきしめなければならぬという点にある。これはあきらかに思想善導の方向を明示するとともに震災天譴論に立っていた。

震災天譴論といえば、当時の政財界の指導者たちは、おおかたこのような考えかたをとっており、財界の大御所渋沢栄一ら

は、しきりに「天譴論」を説いていた。なかでも、実業之日本社長増田義一は「天災と大教訓」と題する文章のなかで、享楽主義にかたむき危険思想がはびころうとしている今日、関東大震災こそは「天がわが国民に向って譴責し、かつ一大警鐘をならしたものとすべきであるまいか」と述べていた（『実業之日本』一九二三年十月号）。震災はついに「天譴論」にまで昇華したのである。こうした動きのなかで、年末に「虎の門事件」が発生した。この「天譴論」は、社会不安のなかで、多くの民衆の心理に結びつく震災論であったし、「国民精神作興ニ関スル詔書」は、思想統制の方針を指示するものであった。しかも、こうしたなかで「虎の門事件」が発生したことは、またまた社会の動揺をもたらすことになったのである。

当時『中央公論』の編集者であった木佐木勝は、この年十二月二十八日の日記に、「震災後人心の不安動揺がおさまらないときに、年迫ってまたこの事件（虎の門事件）である。年は混乱の中に暗い幕を下ろそうとしている」と、しるしていた（『木佐木日記』。「混乱の中」での「暗い幕」、この表現こそ重苦しい不安と抗争の波がおとずれることを予測させるのにふさわしいことばであった。

事実、年があらたまって成立した清浦奎吾内閣のもとでは、「思想国難」の名のもとに、「国民思想の善導」が声高だかに叫ばれていた。この間のいきさつは、一月十五日に早くも国民精神を作興しようとして、中央教化団体連合会が結成されたことからわかる。この組織は、国民道徳・醇風美俗・国民精神・国体観念・思想善導などを旗印にかかげ、民衆に「忠君愛国」の国家観念の養成とか「自治公共心」の涵養・階級調和・共存共栄・勤儉貯蓄の振興をはかることを使命としていた全国のさまざまな教化団体を集め、相互の統制の連絡にあたらうとしたものである。これによって、中央では文部・内務両省その他の中央官庁が、地方では県庁が教化網の中枢機関となり、在郷軍人会・青年団・婦人会・宗教関係の指導者などを動員して、運動を展開する態勢が整えられることになった。

こうして、全国的な規模で国家主義的運動が展開され、地方でもいたるところに国民精神作興会がつくられていった。たとえば、山本内閣の法相平沼騏一郎は、この年三月に鈴木喜三郎・東郷平八郎・上原勇作・宇垣一成・池田成彬・結城豊太郎・小川健次郎ら、官界、陸・海軍、財界、学界の有力者を集めて国本社を組織し、みずから会長となった。国本社は、その創立趣意書の一節に、「客年大災に遭ひて国財多く毀損せられ国力著しく衰退をするや、今にして国民精神を涵養振作し国本を固くし智徳の並進に努め国体の精華を顕揚するにあらずんば国家及民族の前途亦遂に知るべからず」とうたっていた。このような国本社は、「国民精神作興ニ関スル詔書」の線上にたつて思想善導運動を展開し、地方社会に大きな影響力をおよぼしていたのである。また、地域の社会でも、自由主義的・進歩的な思潮や運動にかわつて「忠君愛国」主義的な風潮が巻き返しをはじめていた。

社会変化 と県民感情

「天譴論」の観点から「国民精神ノ作興」をはかろうとする動きは、地方行政のルートをつうじて民衆に徹底させる方法をとっていた。たとえば横浜近郊の橋樹郡の場合をみると、一九二四（大正十三）年一月十四日・三月十三日・九月十二日の三回にわたる「町村長会議録」（謄写印刷物）がある。橋樹郡下は、さすがに甚大な被害を受けた地域であるだけに、「郡長演述」をみても震災の復旧・復興の困難さは想像を絶するものがあり、九月の「演述」でようやく政府低利資金導入の見込みがつく報告が行われていたありさまである。それだけに、郡長は、なお町村財政その他震災復旧・復興の促進の充当資金を「多く地元工事請負者・請負工、其他一般ノ収入ニ帰スヘキモノト認メラル」と町村長にその協議方を要望せざるをえなかった。

地方当局者としてみれば、こうなると、「節約貯蓄ノ奨励」を強調していかざるをえなかった。この考えかたそのものは、伝統的な色合いをもつ国家への協力を要請する意味が強いが、ここでは、思想対策というよりは復旧・復興のために不可欠な

苦悩の措置のようでもあった。

しかし、この「会議録」でみのがしてならないのは、「郡長演述」をはじめ郡からの「指示事項」「協議事項」を一貫して強くつらぬいていたことは、罹災者はもとより一般民衆に「頽風」「浮華放縱」「輕佻詭激」の觀念を除去せしめ、「綱紀ノ肅正」「質実剛健」「醇厚中正」をはかつて、「民風ヲ作興シ国運ノ振張」を実現する力をいかに培養していくかという課題であった。要するに「国民精神作興ニ関スル詔書」をいかに普及していくのか、ということである。

そのため、一月の町村長会議の協議事項では、「詔書普及ニ関スル件」が重要項目としてとりあげられ、詔書の写しを各戸に配布し、町村の大字・小字にわたり一戸あたり一人以上の出席を求めて奉読式を挙行し、実行項目を定めて実践を徹底せしめるなど案としてかかげていた。しかし、それでも郡長は、九月には「民心再ヒ弛緩ノ状ヲ示シ浮華輕佻ノ傾向ヲ見ルニ至リタルハ洵ニ憂慮ニ堪ヘザルナリ」と報告していた。

このときは、すでに九月一日の震災記念日を迎え、各町村では詔書奉戴式を行った。そして食事・服装を質素にして震災当時の困苦を追想し、犠牲者の靈をとむらう申合せを行ったばかりである。にもかかわらず、郡長が憂えなければならないほど、「国民精神ノ作興」は民衆の心の奥底では受けとめられてはいなかった。

人びとは強制された思想善導にみずからを託しきるほど経済上の困難にあえぎ、安定した生活感情をもちあわせていなかった。また、民衆は社会不安にもおののいていた。

このころ橘樹郡下の大綱村（現在 横浜市）の豪農で郡下屈指の資産家、飯田助太夫は、得意の「あほだら経」節で震災のことをうたっていたが、そこに流れている震災観は、洪沢流のお説教的「天譴論」ではなく、皮肉をおびた、みずからをいましめる「天譴論」でもあった。飯田はその末尾を、「無事で居たのは此上ない 不足を云ってはとんでもない 国のわづらひ仕様

がない 家内仲よく友（共）かせぎ それにましたる祈禱はなし」としめくくり、「弥上下なしに一切平等のなりわひだ……」
とうたっていた（『震惨苦昨日の夢』）。

この飯田の心情は、震災後の多くの民衆の感情を代表していたようにも思われる。

二 郡役所廃止と町村自治の涵養

町村長会と自治権拡張

関東大震災後の県下の社会状態は、地震の衝撃と困難な復興作業を背景にしながら、一方では思想善導の流れを受けつつ、もう一方では労働運動をはじめ種々の社会運動の影響を受け大きくゆれ動いていた。こうしたなか、一九二四（大正十三）年七月、憲政会総裁加藤高明を首班とする護憲三派内閣が成立し、いちおう政党政治のルールがしかれることとなった。憲政会・政友会・革新倶楽部の三政党を与党とするこの政党内閣が誕生したことは、その前提として政党が中心であったとはいえ、第二次護憲運動がくりひろげられたこととあいまって、多くの人びとに一条の光明を投げかけた感がある。

この護憲三派内閣は、その公約の一つである行政整理の一環として郡役所の廃止を決定したのである。

この間、神奈川県町村長会もこの問題にとりくみ、陳情運動などをくりひろげていた。もちろん、すでに一九二三年四月に郡制廃止が行われ、自治体としての機能に欠けていた郡は消滅した。しかし、行政機関としての郡役所は存続し、町村行政の指導・監督にあたっていた。こうしたなかで、地方自治体の権限と地方自治の拡張を求める全国町村長会はこの年十一月に地方自治権の拡張を要求する決議を採択していたのである。



足柄下郡役所

小田原市立図書館蔵

神奈川県下でも、護憲三派内閣の成立をみて、たとえば、高座郡町村長会は「根本的行政整理ヲ断行シ中央集権ノ弊ヲ矯メ地方自治権ノ拡張ヲ図ルコト」を決議していた（『茅ヶ崎市史』2資料編）。こうして、この年八月に開かれた全国町村長会で、「府県知事ハ公選ノ制ニ改メ郡長ノ職ヲ廃シ町村行政ハ之ヲ二次監督ノ制ニ改ムルコト」と決議し、郡役所廃止要求を明確に打ちだしたのである。この見解は各県の町村長会の統一意思になっていた。もちろん、神奈川県町村長会でも同様である。町村長会が郡役所廃止を唱えた論拠は、中央集権的な弊にとらわれた官治万能主義を廃し、繁雑な官庁諸機構を整理して政務を統一する必要と町村長の権限を拡張して地方自治の振興をはかることにおいていた。また、行政事務の簡素化、経費節約なども論拠あげていた。

こうして、郡役所の廃止は、一年の猶予期間ののち、一九二六（大正十五）年七月に実施されることとなった。神奈川県町村長会は第五十一議会で議決をみた「地方制度改正並郡役所廃止」に関して、すでに四月下旬、次のような決議を行ったのである（資料編11近代・現代（1）三四）。

- 一 各府県、郡町村長会ノ有機的活動ヲ促カス事
- 二 町村ノ合併ヲ促進シテ自治能力ノ充実ヲ図ル事
- 三 自治権ノ拡張ニ伴ヒ其ノ行使ニ関シ細心ノ注意ヲ払ヒ遺憾ナキヲ期スル事
- 四 町村吏員ノ訓練並優遇ノ途ヲ講シ事務能率ノ増進ヲ図ル事
- 五 一般自治精神涵養ノ為適當ナル教育施設ヲ講スル事

この「五大要綱」の実施を一致協力して推進する県町村長会は、郡役所の廃止は「自治政ノ一大革新」であると評価して、町村長の「職責使命愈々重キ」をくわえるとその責任への自覚をうながしながら、「五十人ハ自今益々奮励シテ研鑽事ニ當リ以テ自治体ノ円満ナル向上発展ヲ期ス」と宣言した。

町政と自治 中間行政機構としての郡役所が廃止され、町村は直接、県の監督を受けることとなった。時の県知事、堀切善観念の普及 次郎は、一九二六（大正十五）年五月の郡市長会議で、「立憲制度の一新紀元」を画するものであると評価し、

「町村をして自立独行能く健全の發達を遂げしめ」との訓示を行った（『横浜貿易新報』大正十五年五月十八日付）。

この町村の自治権拡大をもたらした郡役所の廃止は、全国町村長会の活動により実現したものであった。町村自治の確立を求める全国の町村長は、原敬内閣の成立を契機に、各県で町村長会を結成し、一九二一年には全国町村長会を結成したのである。神奈川県町村長会はその前年に結成され、藤沢町長金子角之助を中心に活発な活動を展開してきた。金子は、全国町村長会第二代会長となるなど、県町村長会は全国のなかでも中心的な存在であった。

町村長会は、郡役所廃止運動だけでなく、この間、義務教育費国庫負担、地租および営業税の地方税への委譲、町村長の権限拡張など、地方自治の確立を求める運動を展開し、地方自治権の拡大に大きな役割を果たした。

この県町村長会のなかで一九二二年に評議員となり、その後一九二八（昭和三）年には金子の後任として県町村長会会長と

茅ヶ崎町報創刊號目次

刊表	茅ヶ崎町長 新田 信
希望	茅ヶ崎町助役 沼上伊之助 南湖院長 高田 研安 醫學博士 藤吉
町制二十年歴史	豫算に現れたる我が町の財政 庶務係 齋藤 濱吉
町會開會の度數	
教育(兒童數其他ノ比較)	
選舉(有權者ノ數ノ變遷)	
合併當初カラノ豫算額	
今昔ノ比較對照	
町成立當時ト現在豫算比較	
町 稅	
縣内主要町村經費	
町 吏 員 數	
給料及勞銀	開 闢
車 稅ノ 推 移	
營業者ノ増加比較	
人口増加ノ趨勢	
戸數及人口	
町合併當時ヨリノ戸數及人口比較	
證明年別交付件數	
農産物及水産物收穫高比較	
養蠶飼育ノ狀態	
派 報 物	
時	
養老杯御酒肴料拜授者氏名	
町制施行二十周年祝賀式舉行	
自治 功 勞 者	
孝子、節婦、義僕	
七十才以上ノ高齢者部落別	

新田町政下「吾町一般の政治を町民の前に展開し其施設を知らしむる」目的で發刊された茅ヶ崎町報(広報紙)の創刊号目次 (1928年11月刊) 森英造氏藏

なるとともに、全国町村長會理事となつた茅ヶ崎町長新田信は、一九二一年町長就任以来、町民の自治觀念の高揚と町の行政能力の向上につとめてきた人物である。その新田は、郡役所廃止直後の十月、町行政の自立を記念して、鎌倉時代の茅ヶ崎の呼称であつた八松ヶ原の八をデザインした町章をシンボルマークとして制定した。このように、開かれた町政を展開した新田の活動は、町村長會を通じて、高座郡・神奈川縣へと広

がっていった。新田は町村長會での活動を通じて、地方自治への認識を深め、それをもとに町政を推し進めていった。町村長會での活動は、新田町政の土壤となつていたという(『茅ヶ崎市史』4 通史編)。
たしかに茅ヶ崎町の新田町政の方針は、自治権を拡大し町民の自治意識の涵養をはかつていくという意味あいでは「平平凡凡ナル政治」は「真正ナル政治」は「平凡ナル意見ノ實現ニ待ツ処」の息吹きをかいぐづっていた。その新田は町政の基本方針について、「真正ナル政治」は「平平凡凡ナル政治」は「真正ナル政治」は「平凡ナル意見ノ實現ニ待ツ処」

が多いと考え、「事務ヲ簡捷ナラシメ法令ノ普及徹底」をはかり、「予算其他役場事務」を「町民ニ説明敷衍シテ之ヲ周知セシムルヲ第一要件」と語った。そして、新田は「自治内容ヲ町内

役所廃止を機に

自治行政の刷新

事務連絡統整の方法は

町村長會を分割新機關設置

郡長以下の

採用退官

三十日夫々辭令交付

町長會を分割新機關設置
 町長會を分割し、新機關を設置する。事務連絡を統整し、自治行政を刷新する。郡長以下の採用退官、三十日夫々辭令交付。

知事 左の如く詳述した
 一、郡長以下の採用退官、三十日夫々辭令交付。
 二、町長會を分割し、新機關を設置する。
 三、事務連絡を統整し、自治行政を刷新する。

△縣 職入
 技師 四 警視官 五
 技師 三 警視官 四
 技師 三 警視官 四
 技師 三 警視官 四

△退官
 郡長 六 技師 二
 郡長 五 技師 二
 郡長 五 技師 二

△地方的
 町長會を分割し、新機關を設置する。事務連絡を統整し、自治行政を刷新する。

△地方課
 町長會を分割し、新機關を設置する。事務連絡を統整し、自治行政を刷新する。

郡役所廃止と自治行政刷新を報ずる新聞 『横濱貿易新報』大正15年7月1日付

「予算其他役場事務」を「町民ニ説明敷衍シテ之ヲ周知セシムルヲ第一要件」と語った。そして、新田は「自治内容ヲ町内一般ニ周知セシムル」ことは、町政を執行していくうえで「町民ヲシテ誠意アル協力」を求める近道であるとして、町内の部落ごとに、部落役員・名誉職員・青年団員・在郷軍人分会員のほかに各戸から一名の出席を求めて自治懇話会を開催した。また、町会においても、町内融和の回復のためと民力涵養運動に呼応して、町會議員全員の発起により「本町永遠ノ平和ヲ確保シ時勢ニ適応セル町民ノ位置ト利益ヲ助長」するため、茅ヶ崎町自治会を設立し、新田町政推進の一翼を担っていった(『茅ヶ崎市史』4 通史編)。

新田町政は、これまでの町内の一部有力者層に占有されていた町政を町民一般に開放し、自治の觀念を普及していくという点で、郡役所廃止後の町村政治のありかたのモデルになっていた。

と同時に、一九二六年四月二十四日付の堀切県知事の諮問の一つ「郡役所廃止後ニ於ケル町村吏員ノ指導訓練ニ関スル方策

如何」という町村役場吏員の資質の向上も、また町村自治を活力あるものにする事ができるかどうかの一つの重要な鍵になっていた。この諮問にたいして中郡町村長会は、「(イ) 郡内各区ニ区域ヲ定メ毎月一回会場ハ各町村輪番ニ巡回事務研究会ヲ開催シ春秋二回ニ連合会開催ノコト、(ロ) 各郡ニ県費ヲ以テ指導訓練ニ最モ適切ナル講習会ヲ開催シ吏員全般ニ受ケシムルコト」と答申していた(資料編 11近代・現代(1)三三三)。さしあたりは吏員の資質の養成が焦眉の急となってくるが、県では、一九二七(昭和二)年に町村吏員の指導養成機関として町村行政の能力の向上をはかるために、神奈川県自治講習所を設置したのである。

しかし、こうした町村自治能力をどう高め、自治権をどのように確保していくかと努力を重ねているとき、その足元から深刻な経済不況の嵐が吹きまくろうとしていた。